

# 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 愛知県  
 農業委員会名： 岡崎市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,360	813	-	-	-	3,173
経営耕地面積	1,778	295	229	66	-	2,073
遊休農地面積	128	73	-	-	-	201
農地台帳面積	2,870	1,073	-	-	-	3,943

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、2020年農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,156
自給的農家数	2,084
販売農家数	1,072
主業農家数	116
準主業農家数	148
副業的農家数	816

	農業者数(人)
農業就業者数	-
女性	-
40代以下	-

※ 2020年農林業センサス未集計。

	経営数(経営)
認定農業者	126
基本構想水準到達者	15
認定新規就農者	18
農業参入法人	19
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5 年 7 月 29 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	-	13
認定農業者に準ずる者	-	2
女性	-	2
40代以下	-	-
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	19	5

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		3,173.0 ha	1,524.19 ha
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地や、不在地主等所有者不明の農地が増加しており、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。早急に対策を講じて利用集積を図る必要がある。中山間地域は小区画で法面が多く、耕作する農地が分散し、作業効率が低いため、利用集積が難しい。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

集積目標 ①	集積実績 ②	うち、新規実績	達成状況(②/①×100)
1,609.21 ha	1567.68 ha	43.49ha	97.42%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>円滑な権利移動ができるよう、「農業委員会だより」やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。</p> <p>9月～12月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(意向調査の結果を基に、担い手への利用集積が可能な農地を選定)</p> <p>10月～3月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動をJA及び中間管理機構と連携して行う。</p> <p>人・農地プランなど地域の話し合いに積極的に参画し、地域における利用調整により担い手への農地の集積を促進する。</p>
活動実績	<p>「人・農地プラン」の実質化に向け地域の話し合い及び新型コロナウイルスの影響により話し合いに代わる書面による意見集約に参加し、農業委員会委員の意見が盛り込まれた「人・農地プラン」を作成することができた。</p> <p>5月にはリーフレット等で利用権設定の制度を周知するなど活動計画のとおり実施した。</p> <p>11月に行った意向調査の結果を基に利用集積に向けた農地所有者の意向の確認及び掘り起こし活動を行った。</p> <p>矢作中部地区においては、通年において農業委員会委員が中心となり、農地中間管理事業を利用した集積・集約化を重点的に行い取り組むことができた。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	<p>平野部では新たに土地改良事業の施行と合わせて農地中間管理機構を利用した担い手への集積・集約に向けた取り組みが進められている。一方で、中山間部では農業機械が入らないような条件不利地が多く草刈等の肥培管理が大変であり、担い手も不足しているため、担い手への集積・集約を進めることが難しい状況である。</p>
活動に対する評価	<p>矢作地区を中心に農地中間管理機構への集積・集約手続が進み、令和3年度末の集積率は増加している。今後も岡崎市農務課と連携し地域に応じた取り組みを推進していきたい。</p>

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	4 経営体	3 経営体	4 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.0 ha	2.8 ha	1.8 ha
課題	新規参入者が借り入れ可能な農地が分散することが多く、作業の効率化が図り難い。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
5 経営体	8 経営体	160%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.0 ha	1.5 ha	150%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	市、県、JAと協力し就農相談を受付け、研修や実習の実施、人・農地プラン等を通じた新たな農業経営体の参入を促すとともに、農業次世代人材投資資金及び初期投資費用補助金を活用し、就農直後の経営確立を支援する。窓口で新規参入の相談があった場合には、事務局と新規参入者の情報を共有し、必要に応じて農地の情報の提供を行う。
活動実績	新型コロナウイルスの影響で、市、県、JAと協力した研修や実習は行うことが出来なかったが、通年において、窓口での就農相談等の受付け、新たな農業経営の参入を促す活動を行った。また、移住し新規就農された方に対して、就農までの営農支援や生活面でのサポートを行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入者数及び新規参入者が取得した農地面積は共に目標を大きく上回ることができた。
活動に対する評価	新規参入者への情報提供や活動について、計画どおり適切に実施できた。引き続き、新規就農の際には、岡崎市農務課の新規就農に係る補助金の説明と併に就農相談を受付け、また、農地を探しに窓口に来庁した方については、地区を担当する農業委員会委員に情報を提供し農地の希望をマッチングさせることができた。空き家に附随する下限面積の特例を活用することで新規就農者を獲得することができたため、令和4年度はその対象区域を拡大していきたい。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3, 374 ha	201 ha	6.0%
課 題	遊休農地の多くが中山間地域に位置する耕作条件が不利な農地のため、借り手が存在せず解消が困難である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	163 ha	

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※3 農業振興地域内農用地区域外農地において、農地中間管理機構の農地中間管理権を取得する基準に適合しない農地については、再生利用困難な農地としての区分に変更したため、遊休農地面積が、大幅に減少している。

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	38人	8月～9月
農地の利用意向調査	調査実施時期:12月～1月			
その他の活動	利用状況調査の結果、再生利用困難と判断された荒廃農地について、非農地通知の送付を行うことで守るべき農地を明確化する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		38人	6月～9月	10月～12月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 673 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆	
	調査面積: 38.0 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha	
その他の活動	12月～1月に実施した利用意向調査の結果に基づき、所有者が農地中間管理事業への貸付けを希望した農地の情報を農地中間管理機構へ通知した。利用状況調査の結果に基づき非農地通知の送付を行った。多くの委員がタブレットを活用した利用状況調査を行った。			

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地について、農地中間管理機構の農地中間管理権を取得する基準に適合しない農地は、新しい借り手を探すことが難しいことから、再生利用が困難な農地としての区分に変更したことにより遊休農地が大幅に減少した。令和4年度より機構とは別に岡崎市独自の農地バンクの新設を目指し、すべての遊休農地について、登録を促していきたい。
活動に対する評価	遊休農地に関して利用意向調査を実施したが、そのすべてが借り手不在を理由に機構の借受拒否となってしまった。遊休農地の解消として非農地通知による整理を行うことが出来た。タブレットを活用した利用状況調査の導入により、より正確かつ迅速な調査を行うことができた。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3173.0 ha	50.4 ha
課 題	違反転用状態が長引くと是正が難しくなるため、農地パトロール等を通じて早期発見及び早期指導に努める必要がある。また、農地法等の制度の周知が徹底されていない。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
57.3ha	-6.9ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<p>○違反転用の是正指導 農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員は、農地転用申請書等に基づく現地調査と兼ねて農地パトロールを毎月1回以上実施し、違反転用の早期発見と、違反転用者には是正計画等を提出させ是正指導をする。 また、農地法に基づく申請時において、申請者による別の違反転用事案がある場合、併せて是正指導をする。</p> <p>○違反転用の発生防止に向けた取組 「農業委員会だより」やリーフレット等で農地所有者に対し農地転用について周知する。</p>
活動実績	<p>毎月の農地法に基づく転用等の申請時に現地調査と同時に、違反転用を確認した案件については是正指導を行った。 8月～9月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用状況調査に合わせて市内全域の農地パトロールを行い、違反転用の早期発見及び指導を行った。 個別に違反転用地の現況確認及び是正指導を行った。</p>
活動に対する評価	<p>違反転用面積が大きく増加した。これは、利用状況調査にタブレットを導入したことにより、より正確な調査を行うことができるようになったためである。今後は、現在の活動を継続的に行い、これ以上の違反転用面積の増加防止に努める。</p>

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 42 件、うち許可 42 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が申請書類の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査並びに聞き取り調査等を実施。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	毎月の総会で農地法の許可基準等に基づき審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	42 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を窓口で閲覧に供している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	28 日
	是正措置	-			

### 2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 128 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が申請書類の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査並びに聞き取り調査等を実施。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	毎月の総会で農地法の許可基準等に基づき審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を窓口で閲覧に供している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	28 日
	是正措置	-			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	11 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	11 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	-

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2,239 件 公表時期 令和4年3月 情報の提供方法:ホームページで公表した。
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 4,305 件 取りまとめ時期 令和4年3月 情報の提供方法:「農地の権利移動・借賃等調査」により県・国へ情報提供を行った。
	是正措置	-
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,911 ha
		データ更新:年1回固定資産台帳及び住民基本台帳との照合により更新するほか、異動の都度必要に応じて随時更新。 公表:窓口で閲覧に供している。
	是正措置	-

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし  〈対処内容〉
----------------	-------------------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし  〈対処内容〉
--------------------	-------------------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

窓口で閲覧に供している

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数            0   件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--